

新たなフードスペシャリスト資格制度について（骨格）

平成26年2月13日
理事会 決定

フードスペシャリストの資質の向上を図り、フードスペシャリスト資格制度に対する社会的信頼と認知度の向上を図るため、これまでの検討を踏まえ、平成26年度から以下の内容を骨格とする新たなフードスペシャリスト資格制度（以下「新資格制度」という。）に移行することとする。

1. 新資格制度の意義・名称

- ・ 従来のフードスペシャリスト資格が食に関する総合的・体系的な知識・技術を身につけているかどうか基本的な事項を網羅的に審査するのに対し、新資格制度では、従来のフードスペシャリスト資格に加え、これを取得済み又は取得見込の者がチャレンジする専門性や実用性が高く難易度も高い資格として「専門フードスペシャリスト資格」を付加し、2段階制とする。

これにより、フードスペシャリスト養成課程に学ぶ学生等の学習意欲を喚起し、就職の際のスキル・手段となるよう資質の向上を図るとともに、食関係業界をはじめ社会一般におけるフードスペシャリスト資格制度全体の認知度の向上を図る。

- ・ 専門フードスペシャリスト資格は、“食品開発”及び“食品流通・サービス”の二部門とし、希望により選択できるものとする。

資格称号は次のとおりとする。

- ・ 専門フードスペシャリスト（食品開発）
- ・ 専門フードスペシャリスト（食品流通・サービス）

2. 資格認定試験

- (1) 認定試験は、次の資格区分ごとに行う。

フードスペシャリスト資格

専門フードスペシャリスト（食品開発）資格

専門フードスペシャリスト（食品流通・サービス）資格

- (2) 認定試験は、毎年度、原則として12月の第3日曜日に実施する。但し、平成26年度にあつては、例外的に12月14日（日）に実施する。
- (3) 認定試験の出題科目と出題数、試験時間は、別表のとおりとする。

- (4) 認定試験の出題範囲、出題水準は、別添のフードスペシャリスト養成課程コアカリキュラムを目安とする。

3. 受験資格

認定試験の受験資格は、従来のフードスペシャリスト資格試験の受験資格と同じとする。但し、専門フードスペシャリスト資格認定試験の受験資格は、フードスペシャリスト資格認定試験の受験者又は合格者に与えるものとする。

4. 合否判定と資格付与

- (1) 資格認定試験の合否判定は、専門委員会の合否判定会議により、各試験区分ごとに行い、合格者を決定する。
- (2) 資格付与（資格認定証の交付）は、各資格認定試験の合格者に対して、申請に基づき行う。但し、専門フードスペシャリストの資格認定証は、フードスペシャリストの資格認定証を交付済み又は申請中の者以外は申請できないものとする。

5. 受験料と認定証交付手数料

(1) 受験料

・フードスペシャリスト資格認定試験	1人	4,000円
・専門フードスペシャリスト資格認定試験	1人	2,000円

受験料の15%相当額を試験実施校に交付する。

(2) 認定証交付手数料

・フードスペシャリスト資格認定証	1人	4,000円
・専門フードスペシャリスト資格認定証	1人	2,000円

6. 新資格制度の定期点検

・新資格制度の実施後、必要に応じてその実施状況等について会員校から意見を聴取するとともに、少なくとも5年に1回、会員校からの意見や諸情勢の変化を踏まえ制度全般について点検を行い、理事会及び総会に報告するものとする。

別表

認定試験の出題科目と出題数、試験時間

出題科目		フードスペシャリスト 資格認定試験	専門フードスペシャリスト 資格認定試験	
			「食品開発」	「食品流通・ サービス」
共通 科目	フードスペシャリスト論 (含：食品表示)	6	6	
	食品の官能評価・鑑別論	9	9	
	食品の安全性に関する科目	8	8	
	栄養と健康に関する科目	7	7	
	小計	30	30	
専門 選択 科目	食物学に関する科目 (含：食品加工学，食品貯蔵・ 流通技術論，食品機能学)	9	25	-
	調理学に関する科目	7	5	10
	食品流通・消費に関する科目	7	-	10
	フードコーディネート論	7	-	10
	小計	30	30	30
合計		60	60	60
試験時間		80分 9：30～10：50	80分 11：10～12：30	
資格名称		フードスペシャリスト	専門フードスペシャリスト	